

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○特定計量器の定期検査の実施

○保安林の指定の解除の予定

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

公 安 委 員 会

○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施

告 示

○宮城県告示第七百九十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十七年 九月二十四日	大 衡 村 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	平林会館二階入口ホール
同 九月二十八日	富 谷 町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	富谷町役場

ページ

同 九月二十九日	富 谷 町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	富谷町役場
-------------	-----------	---------------------	-------

○宮城県告示第七百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百九十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十七年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷町高屋敷土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡富谷町三ノ関字狼沢七十三番地の一

三 設立認可の年月日
平成二十六年七月二十二日
四 変更認可の年月日
平成二十七年八月十日

○宮城県告示第八百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米吉田土地改良区の役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年八月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年七月三十一日	堀内 邦彦	宮城県登米市米山町字桜岡貝松井四百四十三番地一	監事
平成二十七年七月三十一日	高橋 保男	宮城県登米市登米町大字日根牛五郎峯三十番地	監事
平成二十七年七月三十一日	高橋 眞一	宮城県登米市登米町小島西岡谷地百三十番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年七月三十日	野村 博	宮城県登米市登米町寺池前船橋五十番地一	監事
平成二十七年七月三十日	堀内 邦彦	宮城県登米市米山町字桜岡貝待井四百四十三番地一	監事
平成二十七年七月三十日	高橋 保男	宮城県登米市登米町大字日根牛五郎峯三十番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年八月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市赤井寺百五番一の一部

石巻市北上町十三浜字相川六十番地一

西條 剛

石巻市北上町十三浜字相川六十番地一

西條 さえ子

石巻市北上町十三浜字相川六十番地一

西條 ユリコ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年八月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県松島町幡谷字泉ヶ原八番一の一部

遠田郡涌谷町字蔵人沖名三百十五番地

株式会社ゴールド・アグリ・テクノロジ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 除雪ドーザ 一台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年七月二十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山五〇九番一号

五 落札金額 二千七百九十万七千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年七月十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車(型式311級) 二台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年七月三十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社KCM 兵庫県加古川市平岡町土山五〇九番一号
- 五 落札金額 三千八百八十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年七月十四日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第110号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成27年 8月14日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

1 検定に係る警備業務の種類及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るもの)に限る。以下「空港保安警備業務」という。)に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務(機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。)に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(雑踏の整理に係るもの)に限る。以下「雑踏警備業務」という。)に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るもの)に限る。以下「交通誘導警備業務」という。)に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

(6) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 学科試験及び実技試験の一部

平成27年11月18日(水) 午前9時30分から

※実技試験の一部については、施設・雑踏・交通誘導・貴重品運搬警備業務2級の学科試験合格者について実施(負傷者の救護、護身方法)

(2) 実技試験

平成27年12月7日(月) 空港保安警備業務1級及び2級

平成27年12月8日(火) 施設警備業務1級及び2級

平成27年12月9日(水) 雑踏警備業務1級及び2級

平成27年12月15日(火) 交通誘導警備業務1級及び2級

平成27年12月16日(水) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級

平成27年12月17日(木) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

※上記各実施日について午前9時30分から

3 実施場所

(1) 学科試験及び実技試験の一部

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

(2) 実技試験

宮城県柴田郡柴田町船岡照内1-9

仙南地域職業訓練センター

4 受検人員

当該警備業務各種別の1級及び2級全体で50人(検定種別ごとは定員20人)

5 受検対象者

(4)

(1) 当該警備業務各1級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が受検申込日において1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 当該警備業務各2級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。）

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

平成27年10月19日（月）から同月23日（金）までの5日間（10月19日から22日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）とする。

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

8 受検申請手続

事前申込みを行い予約番号を取得した方は、次により申請手続を行うこと。

(1) 申請受付期間

平成27年10月26日（月）から同月30日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること。
なお、郵送による提出は受け付けないこととする。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通

ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 前記5-(1)アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書の写真及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通

オ 前記5-(1)イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通

カ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 2葉

(4) 受検手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、

ア 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

イ 施設警備業務1級及び2級 16,000円

ウ 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円

エ 交通誘導警備業務1級及び2級 14,000円

オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 16,000円

カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級 16,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

9 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

10 その他

検定に関する問い合わせ先
宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号022-221-7171 内線3054・3055